

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の
一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布について (通知)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 311 号) が公布されたところである。

この政令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。) を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本政令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 改正の内容

1 障害者雇用率に係る経過措置の廃止

一般事業主の障害者雇用率については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令 (平成 29 年政令第 175 号。以下「改正政令」という。) の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から 2.3% となっているが、改正政令の経過措置により、当分の間 2.2% とすることとされていた。

今般、改正政令附則第 3 項に規定する経過措置の廃止期限の到来に伴い、当該経過措置を廃止すること。

2 事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用に係る経過措置の廃止

身体障害者補助犬法 (平成 14 年法律第 49 号) 第 10 条第 1 項の規定により、政令で定める数 (以下「最小労働者数」という。) 以上の労働者を雇用する事業主 (国等を除く。) は、勤務する身体障害者がその事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされている。最小労働者数は、同項の規定により、1 人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者のうち最小の数を換算して定めることとされていることから、一般事業主の障害者雇用率が 2.3% とされたことを踏まえ、改正政令により最小労働者数は 43.5 人と規定されたが、一般事業主の障害者雇用率が当面の間 2.2% とされたことに伴い、当面の間、最小労働

者数を 45.5 人とする経過措置を改正政令に設けていた。

今般、1 のとおり、一般事業主の障害者雇用率を当面の間 2.2% とすることとされていた経過措置が廃止されることに伴い、当該最小労働者数に係る経過措置も併せて廃止すること。

第2 施行期日

本政令は、令和3年3月1日から施行すること。